刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則の一部を改正する省令

刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則（平成十三年法務省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前

（刑務所等に置く部等）

第三条　次の表の上欄に掲げる刑務所等に、それぞれ同表の下欄に掲げる部及び室を置く。

刑務所等の名称	部及び室の名称
［略］	［略］
千葉刑務所　静岡刑務所　京都刑務所　高松刑務所　大分刑務所	［略］
［略］	［略］
東日本成人矯正医療センター	総務部　処遇部　医療第一部 医療第二部　准看護師養成部
［略］	［略］

２　［略］

（総務部の調査官）

第九条　第五条に掲げる課のほか、東京拘置所の総務部に調査官二人を、栃木刑務所、喜連川社会復帰促進センター、東日本成人矯正医療センター、府中刑務所、川越少年刑務所、笠松刑務所、名古屋刑務所、大阪刑務所、加古川刑務所、播磨社会復帰促進センター、和歌山刑務所、島根あさひ社会復帰促進センター、岩国刑務所、美祢社会復帰促進センター、福岡刑務所、麓刑務所及び大阪拘置所の総務部にそれぞれ調査官一人を置く。

２　［略］

（処遇部及び矯正処遇部の首席矯正処遇官）

第十一条　［略］

２　次の表の上欄に掲げる刑務所等の処遇部又は矯正処遇部に置かれる首席矯正処遇官の事務の分担は、同表の中欄に掲げる担当区分のとおりとし、その所掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

刑務所等の名称	担当区分	所掌事務
札幌刑務所　網走刑務所　月形刑務所　宮城刑務所　山形刑務所　福島刑務所　千葉刑務所	［略］	
府中刑務所　横浜刑務所　静岡刑務所　名古屋刑務所　京都刑務所　大阪刑務所　神戸刑務所　広島刑務所　高松刑務所　福岡刑務所　大分刑務所	［略］	
［略］		

（刑務所等に置く部等）

第三条　次の表の上欄に掲げる刑務所等に、それぞれ同表の下欄に掲げる部及び室を置く。

刑務所等の名称	部及び室の名称
［同上］	［同上］
黒羽刑務所　千葉刑務所　静岡刑務所　京都刑務所　高松刑務所　大分刑務所	［同上］
［同上］	［同上］
東日本成人矯正医療センター	総務部　処遇部　医療部　准看護師養成部
［同上］	［同上］

２　［同上］

（総務部の調査官）

第九条　第五条に掲げる課のほか、栃木刑務所、喜連川社会復帰促進センター、東日本成人矯正医療センター、府中刑務所、川越少年刑務所、笠松刑務所、名古屋刑務所、大阪刑務所、加古川刑務所、播磨社会復帰促進センター、和歌山刑務所、島根あさひ社会復帰促進センター、岩国刑務所、美祢社会復帰促進センター、福岡刑務所、麓刑務所、東京拘置所及び大阪拘置所の総務部に、それぞれ調査官一人を置く。

２　［同上］

（処遇部及び矯正処遇部の首席矯正処遇官）

第十一条　［同上］

２　次の表の上欄に掲げる刑務所等の処遇部又は矯正処遇部に置かれる首席矯正処遇官の事務の分担は、同表の中欄に掲げる担当区分のとおりとし、その所掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

刑務所等の名称	担当区分	所掌事務
札幌刑務所　網走刑務所　月形刑務所　宮城刑務所　山形刑務所　福島刑務所　黒羽刑務所	［同上］	
千葉刑務所　府中刑務所　横浜刑務所　静岡刑務所　名古屋刑務所　京都刑務所　大阪刑務所　神戸刑務所　広島刑務所　高松刑務所　福岡刑務所　大分刑務所	［同上］	
［同上］		